消防消第 123 号令和元年8月14日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁·各指定都市消防長

> 消防庁消防·救急課長 (公印省略)

平成30年度における消防職員委員会の運営状況及び令和元年度 における消防職員委員会の運営に関する留意事項について

消防職員委員会(以下「委員会」という。)については、平成8年に制度を施行し、 平成17年及び平成30年に制度改正を行い、委員会制度の円滑な運用と定着を図った ところです。

消防庁においては、毎年度、委員会の運営状況調査を実施しているところですが、このたび平成30年度における委員会運営状況の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおり概要をお知らせします。

また、今回の調査結果を踏まえて、委員会制度の運営をより一層円滑にするため、留意事項を下記のとおり通知いたします。調査結果においては、全ての消防本部において委員会が開催されていますが、審議結果等の職員への通知および周知をしていない本部も見受けられることから、貴職におかれましては、委員会制度の運営に遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して下記留意事項を周知徹底されるようお願いします。

併せて、別途、今年度も「消防職員委員会パンフレット」を全消防職員に配布しますので、当該パンフレットを活用し、委員会のより円滑な運営と定着を図るよう周知してください。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく 助言として発出するものであることを申し添えます。

記

### 1 委員長の任期に関する事項

委員長の任期は、1年とすること。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とすること。

委員長は、これを再任することができること。

### 2 委員の指名に関する事項

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名することとされていること。

職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話合いにより行うものであること。

職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

### 3 委員の任期に関する事項

委員の任期は1年とし、再任することができるが、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りではないこと。

ただし、小規模な消防本部等で人員が限られており、その職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のため当該職員が引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には在任できるが、この場合において職員からの推薦に基づく指名委員については、対象とならないものであること。

#### 4 委員会の会議の開催に関する事項

- (1) 委員会の会議の開催時期については、次年度の予算編成を勘案し、毎年 度前半に1回開催することを常例とすること。それ以外は、必要に応じて 開催すること。
- (2) 会議の開催にあたっては、消防職員の意見の提出のための期間を十分に 確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会 議の日時及び場所を周知すること。
- (3) 意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、委員会の庶務を担当する部課からの各種報告事項等を議題として開催すること。

## 5 意見の提出に関する事項

- (1) 意見提出のための期間は、消防本部の規模等にもよるが、一つの目安として、少なくとも30日間程度確保することが適当と考えられること。
- (2) 意見については、法律で定める項目に該当するものであれば幅広く提出できるものであり、職員が意見を出しやすい環境づくりに努めること。例

えば、以下に掲げる事項について提出することができるものであり、その 旨職員に再周知すること。

- ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること (例)
  - 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
  - 昇任及び懲戒等の基準
  - 労働に関する安全、衛生及び災害補償
  - 職場環境、レクリエーション 等
- ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること (例)
  - 制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽、靴等
  - 空気呼吸器、携帯無線機 等
- ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること (例)
  - 消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
  - 消防車両、消防用資機材 等
- (3) 提出意見は制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることが 望ましく、法律に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審 議対象外とすること。また、判断に迷う場合は、意見取りまとめ者等に意 見の趣旨を確認するなど、意見提出者の意向を十分に汲み取るように注意 すること。

なお、ハラスメントの相談や個人の人事についての不満などの個別具体の事案については、委員会の審議対象外であるが、ハラスメント等への一般的な対応策については審議対象であるので、委員会において意見が提出された場合には、積極的に審議すること。

- (4) 提出意見が審議事項に該当するかどうかは、消防長ではなく、委員会の 会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断すること。通常は委員会の庶 務を担当する部課において判断して差し支えないこと。
- (5) 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者の「双方」に対し、「会議を開く日までに」当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。)を通知すること。なお、意見提出者への通知に当たっては、意見取りまとめ者を経由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にする場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知し、意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られることのないよう配慮

すること。

- (6) 一度提出して審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきであること。
- (7) 委員会審議に当たっては、意見提出者の氏名は明らかにしないこととする取扱いが適当であるとしていること、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の希望で匿名を選択できるようにしたことから、意見提出者と直接のやりとりをする意見取りまとめ者及び委員会の庶務を担当する部課の職員にあっては、意見提出者の氏名及びその特定につながる情報を何人にも漏らさぬようにすること。

## 6 職員への通知及び周知に関する事項

委員会の公正性及び透明性をより向上させる趣旨から、委員会として、

- 意見提出者及び意見取りまとめ者の双方に対し、当該意見の委員会での審議 結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、
- 消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知 すること。

なお、意見提出者への通知に当たっては、意見取りまとめ者を経由して意見を 提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出におい て意見提出者の氏名を匿名にする場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知 し、意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなど、意見提出者 の氏名が何人にも知られることのないよう配慮すること。

また、審議概要については、審議の内容をできる限りの透明性をもって周知する観点から、審議結果だけではなく、審議した意見の内容や当該意見に関して委員から出された主な意見を併せて記載するものとすること。

周知の方法については、各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布 等、適宜の方法によって差し支えないこと。

#### 7 意見取りまとめ者に関する事項

意見取りまとめ者については、委員会をより効果的かつ円滑に運営するという 趣旨から創設されたことに鑑み、更なる活用を図られたいこと。

この趣旨から、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を経由 して委員会へ提出されることが望ましいものであること。

意見取りまとめ者は、消防職員の推薦に基づき消防長が指名することとされてい

ること。

職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦する例も見受けられるが、 職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

また、意見取りまとめ者は、委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関する意見を述べることができるものとされているが、この意見とは、意見の募集方法に関する意見、意見を提出しやすい環境づくりについての意見、委員会の開催時期や開催に係る周知についての意見、審議概要の周知方法についての意見などであること。

# 8 消防長の処置等に関する事項

- (1) 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。
- (2) 消防長は、全職員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること。
- (3) 周知に当たっては、処置した場合のみならず、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うのが望ましいこと。

## 9 運営上の留意事項に関する事項

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと。

消防庁消防・救急課

職員第二係 田村・佐井

TEL: 03-5253-7522 FAX: 03-5253-7532

E-mail: shokuin@soumu.go.jp

# 平成30年度消防職員委員会運営状況調査の結果

(平成31年3月31日現在)

平成31年3月31日現在調查対象消防本部数 728	本部
平成31年3月31日現在 調査対象消防本部数	728

(※ 以下の集計は、平成31年3月31日時点の調査対象消防本部(728本部)による)

#### 1 開催状況

区 分	消防本部数	構成比
開 催	728	100.0%
未 開 催	0	0.0%

## 2 開催時期

区 分	消防本部数	構成比(開催本部数728に対する)
年度前半	674	92.6%
年度後半	54	7.4%

# 3 委員の構成

区分	職員数	構成比(全委員数7,131に対する)
管理職員の数	639	9.0%
非管理職員の数	6,492	91.0%

## 4 意見取りまとめ者の構成

区 分	職員数	構成比(全意見取りまとめ者数3,180に対する)
管理職員の数	377	11.9%
非管理職員の数	2,803	88.1%

#### 5 職員への通知及び周知

	区	分	消防本部数	構成比(開催本部数728に対する)
(	①、②及び③	をすべて実施	669	91.9%

## 備考

- ①(委員会は)意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、審議結果及びその理由を通知している。
- ②(委員会は)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知している。
- ③(消防長は)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置結果を周知している。

# 6 意見取りまとめ者を経由

区 分	意 見 数	構成比(審議数4,918に対する)
意見取りまとめ者を経由して 提出された意見のうち、委員 会で審議された意見	3,938	80.1%

#### 7 審議状況と処置結果

(1) 委員会の審議結果

<b>文</b>						
審議意見	審 議 件		審請	<b>養</b> 結	果	
見	件 数	実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件•厚生福利	1,862	605	656	103	462	36
到伤宋件"序生佃利	37.9%	12.3%	13.3%	2.1%	9.4%	0.7%
被服•装備品	1,670	559	525	39	519	28
7次/队"表/闸口	34.0%	11.4%	10.7%	0.8%	10.6%	0.6%
機械器具・その他	1,386	384	323	65	411	203
の施設等	28.2%	7.8%	6.6%	1.3%	8.4%	4.1%
計	4,918	1,548	1,504	207	1,392	267
	100%	31.5%	30.6%	4.2%	28.3%	5.4%

(2) 審議結果に対する消防長の処置結果

審議結果に対する消防長の処置結果						
消防長の 処置結果 委員会の 審議結果	実施を決定	実施に 向けて 検討	諸課題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
実施が適当	644	494	299	108	3	1,548
天旭が 過当	13.1%	10.0%	6.1%	2.2%	0.1%	31.5%
諸課題を検討	73	229	942	254	6	1,504
一	1.5%	4.7%	19.2%	5.2%	0.1%	30.6%
実施は困難	3	8	24	167	5	207
天心は凶無	0.1%	0.2%	0.5%	3.4%	0.1%	4.2%
現行どおり	17	16	62	1,269	28	1,392
近11とあり	0.3%	0.3%	1.3%	25.8%	0.6%	28.3%
その他	210	19	11	12	15	267
ての他	4.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.3%	5.4%
計	947	766	1,338	1,810	57	4,918
βl	19.3%	15.6%	27.2%	36.8%	1.2%	100%

## 8 平成29年度に審議された意見の実現状況 (平成31年3月31日現在)

(1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既に実施された件数	割合
4,999	1,447	28.9%

(2) 実施に至った件数の内訳

区分	1ア	1イ	1ウ	1エ	2	3	合計
件数	59	49	180	138	499	522	1447
割合	4.1%	3.4%	12.4%	9.5%	34.5%	36.1%	100.0%

区分は、以下のとおり、消防組織法17条第1項各号に対応するもの

- 1 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること
- ア 給与関係
- イ 勤務時間関係
- ウ ア、イ以外の勤務条件関係
- エ 厚生福利に関すること
- 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること
- 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

(3) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

-,	「実施が適当」とされた意見数		割合
	1,663	902	54.2%

#### 9 平成29年度中に実施した主な意見

- (1) 勤務条件等に関すること
  - 仮眠室への空気清浄機の設置
  - 子育て中職員への緊急参集時の支援策
  - 予防接種事業の拡充
  - ・ ハラスメント等対策の実施
  - ・消防業務に必要な資格取得への助成
  - ・喫煙場所の変更

笙

#### (2) 被服及び装備品に関すること

- ・防火衣の更新及び冷却パックの導入
- メッシュ生地アポロキャップの導入
- ・防火フードの貸与
- ・妊娠後期に着用できる制服の貸与

等

#### (3) 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること

- 緊急車両へのドライブレコーダーの設置
- 女性用施設の整備
- 安全マットの導入
- ホースバッグの導入

等

### 10 各年度の開催状況

開催年度	·····································	PP 41: 1 4- ***	
17.3 IE 1 1.2	消防本部数	開催本部数	開催率
8年度	926 本部	792 本部	85.5%
9年度	923 本部	711 本部	77.0%
10年度	917 本部	700 本部	76.3%
11年度	911 本部	654 本部	71.8%
12年度	906 本部	665 本部	73.4%
13年度	902 本部	644 本部	71.4%
14年度	900 本部	733 本部	81.4%
15年度	886 本部	886 本部	100.0%
16年度	863 本部	860 本部	99.7%
17年度	814 本部	812 本部	99.8%
18年度	811 本部	808 本部	99.6%
19年度	807 本部	802 本部	99.4%
20年度	806 本部	804 本部	99.8%
21年度	803 本部	801 本部	99.8%
22年度	802 本部	796 本部	99.3%
23年度	798 本部	791 本部	99.1%
24年度	784 本部	780 本部	99.5%
25年度	767 本部	764 本部	99.6%
26年度	751 本部	750 本部	99.9%
27年度	749 本部	749 本部	100.0%
28年度	733 本部	733 本部	100.0%
29年度	732 本部	732 本部	100.0%
30年度	728 本部	728 本部	100.0%

## 11 各年度の審議件数及び審議結果

「十度の番機計数		審	議結	果の	区分	
区分	審 議 件 数	実施が	諸課題	実施は	現行	その他
		適当	を検討	困難	どおり	/ /
8年度	8,765	3,560 40.6%	2,931 33.4%	684 7.8%	1,590 18.1%	
9年度	5,856	2,354	1,839	495	1,168	
10年度	5,447	40.2% 2,196	31.4% 1,765	8.5% 329	19.9% 1,157	
10千度	3,447	40.3%	32.4%	6.0%	21.2%	/
11年度	5,026	1,995 39.7%	1,472 29.3%	256 5.1%	1,114 22.2%	189 3.8%
12年度	5,031	2,014	1,438	269	1,125	185
		40.0% 2,052	28.6% 1,384	5.3% 251	22.4% 1.047	3.7% 178
13年度	4,912	41.8%	28.2%	5.1%	21.3%	3.6%
1.4.左 庄	4.067	2,043	1,315	248	1,026	235
14年度	4,867	42.0%	27.0%	5.1%	21.1%	4.8%
15年度	5,590	2,495	1,412	241	1,177	265
		44.6%	25.3%	4.3%	21.1%	4.7%
16年度	4,919	1,978 40.2%	1,315 26.7%	229 4.7%	1,143 23.2%	254 5.2%
		2,236	1,347	245	1,244	282
17年度	5,354	41.8%	25.2%	4.6%	23.2%	5.3%
40.75.05	5,036	2,171	1,398	171	1,063	233
18年度		43.1%	27.8%	3.4%	21.1%	4.6%
19年度	5,312	2,177	1,505	227	1,151	252
10-12	0,012	41.0%	28.3%	4.3%	21.7%	4.7%
20年度	5,008	1,888	1,397	217	1,210	296
	5,149	37.7%	27.9%	4.3%	24.2%	5.9%
21年度		2,067 40.1%	1,374 26.7%	217 4.2%	1,238 24.0%	253 4.9%
_	4,971	1,836	1,371	229	1,209	326
22年度		36.9%	27.6%	4.6%	24.3%	6.6%
00 左 庄	5,253	2,050	1,422	169	1,319	293
23年度		39.0%	27.1%	3.2%	25.1%	5.6%
24年度	5,067	1,913	1,320	184	1,303	347
27十汉	-,	37.8%	26.1%	3.6%	25.7%	6.8%
25年度	5,026	1,805	1,382	195	1,215	429
		35.9% 1.760	27.5%	3.9%	1 390	8.5%
	5,081	1,760 34.6%	1,403 27.6%	226 4.4%	1,390 27.4%	302 5.9%
	5,025	1,766	1,346	154	1,449	310
27年度		35.1%	26.8%	3.1%	28.8%	6.2%
28年度	4,901	1,677	1,430	177	1,315	302
		34.2%	29.2%	3.6%	26.8%	6.2%
29年度	4,999	1,663	1,429	197	1,422	288
	1,000	33.3%	28.6%	3.9%	28.4%	5.8%
30年度	4,918	1,548	1,504	207	1,392	267
累計	121,513	31.5%	30.6%	4.2%	28.3%	5.4%
		47,244 38.9%	34,499 28.4%	5,817 4.8%	28,467 23.4%	5,486 4.5%
	「その供 ロ		7 成 1 1 年 1		20.7/0	7.0/0

<sup>\*</sup>審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定